

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

平成30年度女性の創業チャレンジ支援事業業務委託

### 2 事業目的

創業に興味を持つ女性や創業して間もない女性への支援として、女性のための創業支援事業を実施し、女性の地域定着や女性の視点を活かした新たなビジネスの創出を図り、地域活性化と雇用の創出につなげることを目的とする。

### 3 業務内容

創業に興味を持つ女性や創業して間もない女性を対象に、次の業務を行うこと。

#### (1) 「女性の創業スタートアップセミナー」企画・運営業務

ア 企画には次の内容を盛り込むこと。

(ア) 参加者による事業計画の策定及び事業計画書、収支計画書の作成

(イ) 創業時の法的手続きに関する講習

イ 講師については、女性の創業・起業支援の専門家を招へいするものとする。

ウ 参加人数は15名以上とする。

#### (2) 女性のための創業（経営）個別相談企画・運営業務

ア 上記（1）の実施に合わせ、女性の創業・起業支援の専門家による個別相談を企画・運営すること。

イ 個別相談は、1名につき1時間程度とする。

ウ 上記（1）の参加者を優先して対応すること。

#### (3) 参加者の募集及び追跡調査

ア 上記（1）及び（2）の参加者の募集を行うこと。

イ 上記（1）及び（2）の参加者について、（1）及び（2）の実施後、3か月ごとの状況調査を行い、都度委託者へ報告すること。

#### (4) 子どもの一時預かり

ア 本事業は、子育て中の女性が参加できるように、上記（1）（2）の実施時に、参加者の子どもを一時的に預けることが可能な体制を整えること。

イ 有資格者や補助者を必要人員配置し、安全確保に十分留意すること。

#### (5) 企画提案書の提出

業務に係る企画等については、委託契約締結後直ちに作成するとともに、委託者の承認を得ること。

#### (6) 実施報告書の作成等

(1) 及び (2) の活動概要を取りまとめた「実施報告書」を作成すること。

#### (7) その他

ア(1)及び(2)における講師等については、委託者に案を提示し、事前に協議すること。

イ 業務の遂行にあたり、必要に応じて市内支援機関等との連携を図ること。

#### 4 実施期間

平成30年8月から10月までの間に実施すること。

#### 5 業務委託期間

契約締結日から平成30年11月30日までとする。

#### 6 業務完了報告について

すべての業務の完了後、各業務内容についての完了報告をすること。

#### 7 再委託について

技術的な問題など合理的な理由があれば業務の一部を再委託することは可能であるが、業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を市に提示し承認を得ること。ただし、責任者の再委託は認めない。

再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた際は、受託者の責任において解決すること。

#### 8 留意事項

(1) 受託者は、各種業務に係る調査票・入力データ及びその他の書類を厳正に管理するものとし、業務上知りえた機密を保持する義務を負うこととする。

(2) 受託者は、各種業務の実施にあたり、釧路市契約規則等の関係法令を遵守すること。

#### 9 その他

仕様書に記載のない事項について調整等の必要が生じたときは、その都度委託者と受託者双方との間で協議するものとする。